

## 第5章 ゆりかごへの評価

この章においては、第1期から第3期の全101事例の検証の結果得られたゆりかごへの評価について記述する。

### 1 子どもの人権・子どもの福祉の観点からの評価

#### (1) 出自を知る権利の保障の面からの評価

子どもの権利を保障する観点から、子どもが実の親を知る権利、自らの出自を知る権利は保障されなければならない、子どもの身元が分からない事態は避けなければならない。

子どもは、独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体であり、その権利は保障されなければならない。

この理念に立って、ゆりかごに預けられた子どもの人権を考えると、単に保護の対象としてさまざまな福祉を考えるにとどまらず、子どもとの意思疎通や意見交換の中から、それぞれの子に相応しい「最善の利益」を探求し、それを実現させていくための対応が求められる。

この観点は、ゆりかごの運用全過程において十分に尊重されなければならないが、特に現時点で問題となるのは、預け入れに来た者と接触できる可能性があるにも関わらず子どもの出自が不明となる事例が増加傾向にあることである。

今後、子どもが自分の実の親を知ろうと思ったとき、それがどのような結果になろうとも、その子の求めに応じることができるよう、ゆりかごに関わる関係者は、子どもの出自を知る権利を守るために、でき得る限りの努力を行っていかなければならない。

身元が分からないまま預けられた子どもにとって、たとえ養育の環境が十分に整えられ、実親に育てられた場合よりもその子にとって幸福であったとされる場合でも、それをもって、自らの出自を知る権利が阻害されていることへの代償とはならない。

また、昨今の医学の進歩により、家族及び親族の遺伝情報は、その家族及び親族の生命、健康の確保において重要な意味を持ち始めているが、ゆりかごへ預け入れられた子どもは、出自が不明ということで、家族及び親族の遺伝性疾患のリスクを知ることができないため、予防、早期発見、早期治療といった対策をとることができず、今後、遺伝医学の進歩とともに大きな問題となることが考えられる。

7年のゆりかごの運用を経て、これまで関係機関の努力により、多くの事例で身元が判明しているが、その一方で、現時点までに身元が判明しない子どもも一定数存在する。

身元不明の事例が皆無となるよう引き続き努力を続けていくとともに、今後預け入れがあった場合、身元の判明に繋げる手法を慈恵病院や関係機関とも十分に協議し、自らの出自を知るといふ子どもの権利の保障を目指していかなければならない。

なお、預け入れに来た者を匿名にすることと、子どもの出自を明らかにすることは矛盾しないと考えべきである。預け入れに来た者の実名を運用上関わった者が知り得たとしても、それをいかなる機関・個人にも公表しないことで匿名性は維持されるからである。現時

点までに身元が判明しない子どもが存在することに留意して、今後は制度上もでき得る限り子どもの出自に関する情報を確保できるような方法を工夫すべきである。

## (2) 生命の保障、生命・身体の安全の確保の面からの評価

自宅での出産や生後間もない子どもの遠距離の預け入れが続いており、預け入れまでの過程において母親及び子どもの生命にかかわる事故がいつ起こっても不思議ではない事例が数多く見られる。また、障がいや治療を要する子どもの預け入れや、子どもをゆりかごの扉の外に置いた事例も新たに発生している。こうした事例を総合的に考慮すれば、単にゆりかごの設備上の安全性のみをもって、子どもの生命・身体の安全性が確保されていると評価することは難しい。

第1期及び第2期の検証でも触れられているように、ゆりかごに預け入れられたことによって直接的に子どもの生命が救われたということは明言できないが、結果的に生命の危険が回避できるという観点からは、「養育をつなぐ」という点において一定の意義が認められる。

しかしながら、第3期においても預け入れまでの過程で生後間もない子どもを遠くから長時間かけて、飛行機・電車・自動車等を使い連れてくる行為や、ゆりかごへの預け入れを前提とした自宅出産や車中出産等の事例が依然として続くとともに、低体重等の理由により預け入れ後の治療を要する事例も増加傾向にある。このように子どものみならず母親の生命にかかわる事故がいつ起こっても不思議ではない事例が複数あったことを考慮すれば、単にゆりかごの「設備上」の安全性が確保されていることをもって、安全性が確保されていると評価することは難しい。

また、ゆりかごへ預け入れられた障がいや治療を要する子どもは、その症状等に関する情報がないことが多く、子どもの安全確保に関して、困難となることが予想される。必要とされる薬物、医療行為、食事療法等の情報がない場合、疾病・症状等によっては、重篤な状況に陥ることも考えられ、子どもの生命の安全に関わる重大な問題を含んでおり、容認できるものではない。

ゆりかごは、「預け入れ時」の安全性が確保されていることをもって、刑法上は危険性がないものとして違法性を問わないとされてきたが、その症状等に関する情報がない障がいや治療を要する子どもの預け入れや、子どもをゆりかごの扉の外に置いた事例を考慮した場合、「預け入れ時」の安全性・違法性についても再考する必要が生じている。

## (3) 「安易な預け入れにつながっていないか」との観点からの評価

第3期においては、預け入れに来た者との接触ができていない事例が多く、預け入れ時の保護者の心身及び生活の状態については不明なものが多かったことから、第1期、第2期に見られた預け入れることへの不安や葛藤が見られない等のいわゆる「安易な預け入れにつながっていないか」との観点からの評価は十分に行うことができなかった。

ゆりかごの設置当初から、妊娠を誰にも打ち明けられない閉塞感、孤独感の中で子どもの命を救うために止む無くゆりかごに預け入れるといった切羽詰った預け入れがある一方で、実名での相談を忌避し、匿名で預け入れることで、自分のみの幸せを優先する、いわゆる「安易な預け入れ」が見られた。

今回の検証においては、未成年の実母のみの将来を守るために祖父母とともに子どもを預け入れに来た事例のような切羽詰った必然性が感じられない事例があったものの、預け入れの40.0%が身元不明と高い割合であったことから、預け入れの理由についての評価はできていない。

なお、第3期までに預け入れられた子どものうち、預け入れられた時点で障がいが確認された事例は、11件である。生まれてきた子どもに障がいがあるということは、その親にとって簡単に受容できるものではなく、否定と肯定を繰り返しながら、時間をかけて受容へと向かうことが一般的であり、その過程において、ゆりかごの存在は、親の一時的な迷いを助長し、ゆりかごへの預け入れへ誘導する可能性が考えられる。

#### (4) ゆりかごの匿名性の観点からの評価

ゆりかごの匿名性は、母子にとっての緊急避難として機能し、さまざまな援助に結びつける入口となり得る。しかしながら、子どもの人権及び子どもの養育環境を整える面から最後まで匿名を貫くことは容認できない。

今回の検証においても、預け入れに来た者との接触により面談に繋がった事例はあるが、相談に繋がったものの匿名を盾に身元について明かさなかった事例が複数あった。

匿名性が預け入れへの敷居を低くしている側面はあるにしても、その後の子どもの養育環境を整える上で実名化は必要であり、預け入れにあたり実名化を前提とした上で預け入れに来た者の秘密を守るといった手法についても引き続き検討していく必要がある。

## 2 公的機関の対応の面からの評価

ゆりかごに預け入れられた子どもの処遇については、子どもにとっての最善の利益を優先するという観点から、公的機関によって乳児院等施設、里親、特別養子縁組等、家庭引き取りといったそれぞれの事情に応じた養育先が選定される等の努力が払われている。

また、一民間病院に妊娠に関する相談が全国から多数寄せられている状況を考慮すれば、公的機関による相談・支援体制を充実させる必要がある。

預け入れられた子どもは遺棄されたものと判断され、親と分離され、まずは心身の安全が保たれる環境が確保されることになるが、その後には、子どもの最善の利益が図られるよう、施設での養育、里親への委託等の制度を利用しつつ、あわせて実親への援助を行うことになるが、実親との親子関係の再構築を目指してできる限りの努力が払われなければならない。

身元が判明した事例では、乳児院で養育されているものが29.3%、里親のもとで養育さ

れているものが 14.6%、家庭に引取られたものが 20.7%程度となっている。また、特別養子縁組が成立した事例が 29.3%である。身元の判明に至らなかった事例においても、乳児院等施設で養育、里親のもとで養育、特別養子縁組とそれぞれの事情に沿った養育先が選定されている。

このようにゆりかごは民間病院の取り組みではあるが、預け入れられた後の対応は病院の手を離れ、児童福祉法等に基づき、公的機関が関与した上で、子どもにとっての最善の方策が図られるよう努力されている。

地方の一民間病院である慈恵病院へ全国から妊娠に関する悩み相談が多数寄せられており、その件数は年々増加傾向が続いている。また、ゆりかごへの預け入れがないことが望ましいことであり、預け入れた理由を分析し対策を講ずることで、思いがけない妊娠、出産に悩む者への公的機関による支援・相談体制を充実させ、子どもをゆりかごに預け入れることのない社会を実現する必要がある。

### 3 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」としての評価

当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご（新生児相談室）」といった視点がより明確化された運用がなされている。

ゆりかごの特徴は、慈恵病院が実施している相談業務と一体的に運用されている点であり、「県検証報告書」からその点が評価されている。

ゆりかご設置にあたって、熊本市は医療法上の許可の際、留意事項の一つとして「相談機能の強化」の遵守を条件として付している。このため、当専門部会では、慈恵病院がゆりかごに預け入れに来た者と面接できた場合における面接・相談の内容や経過の検証のほか、慈恵病院における電話相談の内容、特に緊急対応・緊急面談の内容と経過についても検証を行ってきた。

平成 25 年 11 月に慈恵病院を舞台としたドラマが放送され、ゆりかごの存在が改めて周知された。この放送を機に慈恵病院への妊娠に関する相談件数が大幅に増加し、ゆりかごへの預け入れ件数が増える懸念もあったが、結果として本検証の時点では預け入れ件数が増えることなく、相談件数の増加のみに繋がっている。

今回の検証内容からも、当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご（新生児相談室）」といった視点がより明確化された運用がなされていることが確認できる。その点は積極的に評価することができる。